

令和7年度伊勢市期間限定店舗設置事業業務委託仕様書

1. 概要

(1) 委託名

令和7年度伊勢市期間限定店舗設置事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

首都圏及び大阪・関西万博でにぎわう関西圏において、期間限定店舗「I S E S H O P」を設置し、伊勢市の食材や特産品等の地域産品の販売を行うとともに、観光誘客の増進に向けたPRを行うことで、地域産品の販路拡大及び認知度向上と、今後の伊勢市への誘客につなげる。

(3) 履行場所

伊勢市地内 他

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(5) 委託料上限額

3,766,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 業務内容

(1) 業務の概要

ア 企画・設営・運営に係る業務

・首都圏において期間限定店舗を設置し、地域産品の販売や観光PRの実施、店舗運営を行うこと。また、関西圏において、伊勢市が観光PRブースを設ける会場内で期間限定店舗を設置し、地域産品の販売や店舗運営を行うこと。会場及び開催期間は下記を予定している。

（首都圏）

会 場：たまプラーザテラス 1階ポケットコート

（神奈川県横浜市青葉区美しが丘1-1-2）

開催時期：令和8年1月16日～令和8年1月31日の内、連続する10日間以上

面 積：約64㎡（会場の配置図等は別紙3のとおり）

（関西圏）

会 場：KITTE大阪 2階イベントスペース

（大阪府大阪市北区梅田3-2-2 B1階～6階）

開催時期：令和7年8月2日（土）～令和7年8月3日（日）

面 積：59.4㎡（会場の配置図は別紙4のとおり）

※関西圏の会場については、販売手数料と決済手数料は不要。

- ・関西圏の会場については、会場の契約業務は伊勢市が行うが、首都圏の会場については、伊勢市と日程を協議の上、受託者が会場の契約業務を行うこと。
- ・伊勢市と施設管理者と協議の上、販売ブース等のレイアウトを行い、必要な什器等を手配し、十分な安全対策を講じて設置・管理を行うこと。また、店舗設置終了後、撤収すること。
- ・市が用意する店舗ののぼり旗（縦 180 cm×横 120 cm、2 枚、ポンチ生地）も活用しつつ、その他必要な装飾物を製作・設置すること。
- ・販売ブースのほか、来場者が楽しむことができる仕組み、開催期間中に何度も足を運んでもらえるような仕組み、販売促進につながる仕組み等を企画し、実施すること。なお、提案のほか、伊勢ブランド認定品の販売・PRコーナー及び観光情報等のパンフレットを設置すること。
- ・来場者に対してアンケート（10～20 問程度）を実施し、集計して提出すること。アンケート内容については、伊勢市と協議の上決定すること。
- ・店舗の運営に際しては、常時連絡が取れる担当者と、接客業務・商品管理業務等を適切に行うために必要な人員を配置すること。また、店舗スタッフはスムーズな店舗運営と、伊勢市及び地域製品のPRを行うこと。
- ・店舗スタッフの勤務時間、賃金等については、労働関係法令を遵守すること。
- ・物品販売及び飲食の提供に関する関係法令、監督官公庁の指導事項を遵守し、品質管理、衛生管理及び感染症対策の徹底を図ること。
- ・各会場にに応じて必要な資格を取得している者を配置するとともに、販売許可・免許の取得、届出等の必要な手続きをとること。
- ・実施内容の詳細については、提案を基本にしつつ、伊勢市の意向を踏まえ協議調整を行った上で決定するものとする。

イ 地域製品の募集及び取扱い

- ・伊勢市内に主たる事業所を有し、自らが地域製品を生産、製造、企画する事業者（個人事業主含む）に対して、販売する地域製品の募集を伊勢市と協力して行うこと。
- ・店舗運営に十分な商品数（30 事業者 60 品目程度（冷蔵商品を含む））を取り扱うこと。なお、応募があった事業者は可能な限り参画させることとした上で、出店可否を受託者において判断すること。
- ・応募者との出店可否の連絡調整は受託者において行うこと。
- ・募集要領の策定にあたっては、提案を基本にしつつ、伊勢市の意向を踏まえ協議調整を行った上で決定するものとする。なお、原則として、出店料は無料、販売手数料は出品事業者が負担し、配送料については、往路は出品事業者が負担し、復路は委託料に含めることとする。

- ・地域産品を販売することにより発生する売上等の精算及び商品の返送については、受託者の責任において行うこと。なお、販売による売上金については、施設管理者に支払う手数料等を差し引いた金額を出品事業者に帰属させるものとする。
- ・商品の配送先、試食の可否等、会場の使用方法については、施設管理者と十分協議し、出品事業者との連絡調整にあたること。
- ・出店者に対してアンケート（10～20 問程度）を実施し、集計して提出すること。アンケート内容については、伊勢市と協議の上決定すること。

ウ 広報に係る業務

- ・ポスター、チラシ、SNS、メディアなどの各種広報媒体を用いて、来場者向けの効果的な広報を行うこと。
- ・会場の管理を行う施設管理者や伊勢市と連携した情報発信を行うこと。

エ その他

- ・不測の災害事故等に備え、必要な火災保険契約及び各種損害保険契約を締結し、委託期間中これを継続すること。また、不測の災害事故等が発生した場合は、人命の安全確保を最優先とし、万全を期すこと。
- ・受託者は、業務実施のため伊勢市及び関係者との協議・連絡・調整を行うこと。

（２）契約・見積

ア 契約の締結予定

仕様書の内容について協議が必要な場合は、受託候補者と十分に協議を行い、内容について合意の上、速やかに契約締結を行う。

イ 見積額の積算

見積書には、上記「（１）業務の概要」の全てを実施することがわかるよう明細を記すとともに、その他諸経費等、本業務に係る費用の一切を含めること。

ウ 部分払い

関西圏での開催終了後、業務相当分に応じた金額を請求できるものとする。

3. 成果品

提出方法は、紙及び電子データ（PDF 及び Microsoft Word データ等、市で二次加工可能なもの）とし、令和 8 年 3 月 19 日までに提出するものとする。

- ・実施報告書（商品一覧、日別売上結果、商品別売上結果、情報発信・イベント等の実施概要、効果を含む）
- ・制作物データ及び一覧表
- ・来場者・出店者アンケート結果
- ・写真記録
- ・その他、市長が必要と認める項目

4. 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務をの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ、書面で申請し、伊勢市の承諾を受けなければならない。再委託する業務範囲は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先の業務に問題が生じた場合は、受注者が責任を持って、主体的に対応すること。

5. 委託料の対象経費

本業務の対象経費は、人件費、会場等施設使用料（※関西会場については伊勢市負担）、設備使用料、設営・撤去費、什器等レンタル費、店舗運営費、広報費、印刷製本費、景品等購入費、消耗品購入費、配送料、現地調整費のほか、事業の実施に必要と認められる経費とする。

6. 委託料の支払いについて

成果品の納入をもって委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理した時は、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払う。

7. 留意事項

(1) 業務体制

ア あらかじめ伊勢市と調整したスケジュールで行うこと。

イ 業務期間を通じて連続して担当できる担当者確保すること。なお、担当者は本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。

(2) 著作権等

本業務により作成される納品物件については、基本的に伊勢市が著作権のほか一切の権利を有するものとし、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

なお、従前より受託者またはその仕入れ先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は伊勢市に譲渡されるものとする。

(3) その他

ア 本仕様書に定めのない事項は、伊勢市と受託者が協議の上決定するものとする。

イ 本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により発注者に対し損害を与え

た場合は、その賠償の責めを負うものとする。

ウ 本業務従事者は、業務の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己のために利用してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。

エ 個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

オ 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、伊勢市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。

カ この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、伊勢市の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

8. 担当者

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7-29

伊勢市産業観光部商工労政課 担当：齊藤

TEL：0596-21-5512 FAX：0596-21-5651

E-mail：syoko@city.ise.mie.jp